

# 山口市借上型市営住宅事業者募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市借上型市営住宅制度要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定による事業者の募集及び選考について、必要な事項を定めるものとする。また、この要領で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

(借上型市営住宅等の募集)

第2条 市長は、借上型市営住宅等を建設しようとする事業者（以下「事業申請者」という。）を募集するときは、募集期間、募集戸数、対象とする住宅の規格その他必要な事項を明示し、行うものとする。

2 事業申請者は、別記様式により応募するものとする。

(借上型市営住宅等の選考)

第3条 市長は、応募のあった物件の中から、予算の範囲内で、市営住宅として適当と認める借上型市営住宅等を選考するものとする。

(借上型市営住宅選考委員会)

第4条 借上型市営住宅等の選考のため、山口市借上型市営住宅選考委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2 委員会の構成は、別表の委員をもって組織する。

3 委員会の庶務は、都市整備部建築課において処理する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、第2条の規定により応募のあった借上型市営住宅等の計画について、第7条の規定による選考方法に従って、委員全員の協議により、借上型市営住宅等として適当と認める計画を選考するものとする。

(選考方法)

第7条 借上型市営住宅等の選考に関しては、市営住宅の供給計画並びに応募のあった物件の立地条件、建設計画及び事業の採算性を考慮した上で、別に定める選考方法に基づき行うものとする。

(結果の通知)

第8条 市長は、選考の結果を事業申請者に通知するものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

- 2 この要領の施行日前に行った山口市借上型市営住宅事業者募集要領に基づき借り上げた住宅は、この要領の相当規定により行ったものとして、この要領を適用する。

別表

山口市都市整備部長
山口市健康福祉部長
山口市都市整備部次長
山口市健康福祉部次長
山口市都市整備部建築課長
山口市都市整備部都市計画課長
山口市都市整備部開発指導課長
山口市健康福祉部高齢障害課長